

後期高齢者医療制度の手続きにおいて マイナンバー（個人番号）の記載が必要です

◆ 問い合わせ ◆ 町民課 電話893-1117

マイナンバー制度の開始に伴い、後期高齢者医療の各届出書・申請書に被保険者の方のマイナンバーの記載、そして窓口に来られた方の本人確認が必要となりました。

窓口にお越しいただく際には、通知カードなどの「マイナンバーが確認できる書類」と運転免許証などの「本人確認書類」をお持ちください。



◆マイナンバーの記載が必要となる手続き

資格に関するもの

- ▶ 後期高齢者医療の資格取得・喪失に係る届書
- ▶ 後期高齢者医療被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定などの再交付に係る申請書
- ▶ 被保険者の住所変更
- ▶ 世帯変更に係る届出
- ▶ 基準収入額による判定に係る申請書
- ▶ 住所地特例に係る届書

給付に関するもの

- ▶ 高額療養費、療養費、高額介護合算療養費の支給申請書
- ▶ 特定疾病認定申請書
- ▶ 限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る申請書
- ▶ 第三者行為による被害の届出に係る届書

◆マイナンバー記載に伴い必要になるマイナンバー確認と本人確認

窓口に来られた方	マイナンバー確認	本人確認	代理権の確認
被保険者	被保険者本人のマイナンバーの確認が必要	(被保険者の) 本人確認が必要	—
同一世帯員		(窓口に来られた) 同一世帯員の本人確認が必要	
代理人 別世帯		代理人の本人確認が必要	1. 法定代理人の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類 2. 任意代理人の場合には委任状 3. 上記1.2.が困難な場合には、被保険者本人の保険証の原本

◆本人確認書類一覧

種別	書類一覧
1点で確認できるもの	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、住基カード（顔写真あり）、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など
2点が必要なもの (右記のうち、いずれか2点が必要です。)	官公署発行の顔写真のないもの（医療保険証、住基カード、年金手帳・年金証書、介護保険証、各種医療受給者証 など）、キャッシュカード・クレジットカード、通帳 など

なお、郵送での申請の場合は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類のコピーを同封してください。ただし、ご自分のマイナンバーが分からないなど、マイナンバーの記載が難しい場合は、空欄のまま提出していただいてもかまいません。その場合、本人確認書類などは必要ありません。